

2021年（令和3年）10月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2021年（令和3年）9月24日付けで諮問（第1089号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

立川区検察庁検察官副検事から、刑事訴訟法第507条の規定に基づき、裁判執行のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、立川区検察庁検察官副検事に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 個人情報を目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、本籍、保護受給の有無、連絡先、支給金額、保護

費支給方法，支給期間

なお，照会書の照会事項の提供の必要性を立川区検察庁検察官副検事に確認し，生活保護の内容，受給状況，通院先の病院名，身元引受人等の近親者の氏名，住所，電話番号等の連絡先及びその他参考事項については提供する必要はないものと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

立川区検察庁検察官副検事

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第507条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第507条の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は，検察官又は裁判所若しくは裁判官は，裁判の執行に関して必要があると認めるときは，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる，としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した立川区検察庁検察官副検事によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。また，裁判執行の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

なお，生活援護課では，当該裁判の裁判所，判決日，事件番号を確認している。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について，立川区検察庁検察官副検事に問い合わせたところ，次のように述べている。

照会対象者については，2019年（令和元年）11月，東京都町田市にて酒気帯び運転により罰金刑に処せられている。照会対象者と連絡が取れないため支払能力があるかどうか生活保護受給状況の確認をしたい。

本件の目的外に提供する個人情報は，生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお，個人情報を提供する際には，条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対して，あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，裁判執行のために行うものであり，本人通知をした場合には，裁判執行の遂行に支障が生じることを裁判執行機関に確認した。

以上のことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認めら

れるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 裁判執行関係事項照会書（甲）
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり  
の判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した立川区検察庁検察官副検事によって行われ  
るものであり、本件照会の具体的な必要性について、立川区検察庁検察官副  
検事に問い合わせたところ、次のように述べている。

照会対象者については、2019年（令和元年）11月、東京都町田市にて  
酒気帯び運転により罰金刑に処せられている。照会対象者と連絡が取れないた  
め支払能力があるかどうか生活保護受給状況の確認をしたい。

なお、実施機関では、当該裁判の裁判所、判決日、事件番号を確認している。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規  
定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難い  
ものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認  
められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由につ  
いて

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらか  
じめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件の目的外  
提供は、裁判執行のために行うものであり、本人通知をした場合には、裁判執行  
の遂行に支障が生じることを裁判執行機関に確認した、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通  
知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上